

「新型コロナウイルス関連情報」
(その32:非常事態宣言の再延長)

【ポイント】

- 9月4日(金)17時現在、東ティモール国内での新型コロナウイルスの新たな感染者の発表はありません(国内の累計感染者数:27人)。
- 8月6日(木)に再発出された非常事態宣言は、本日9月4日(金)23時59分をもって終了しますが、東ティモール政府は、東ティモール国内での新型コロナウイルスの拡大防止の必要な措置を引き続き執るためとして、非常事態宣言の延長を決定しました。延長後の期間は、9月5日(土)0時00分から10月4日(日)23時59分までの30日間です。

(本文)

1 新型コロナウイルス感染状況

9月4日(金)17時現在、東ティモール国内での新型コロナウイルスの新たな感染者の発表はありませんが、8月20日(木)、同26日(水)にそれぞれ1人の新たな感染者(何れも、輸入例)が発表され、現在、国内の累計感染者数は27人となっており、現在治療中の感染者は2人となっています。

○在東ティモール日本国大使館ホームページ

<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

○東ティモール保健省フェイスブック

<https://web.facebook.com/MinisteriodaSaudeTL/>

2 再発出された非常事態宣言の再延長

(1)8月6日(木)に再発出された非常事態宣言は、本日9月4日(金)23時59分をもって終了しますが、東ティモール政府は、東ティモール国内での新型コロナウイルスの拡大防止の必要な措置を引き続き執るためとして、非常事態宣言の延長を決定しました。延長後の期間は、9月5日(土)0時00分から10月4日(日)23時59分までの30日間です。

(2)現在までのところ、東ティモールにおける新型コロナウイルスの感染者は、全て、国外からの輸入例となっているため、東ティモール政府は、近隣国のインドネシアやオーストラリアの感染状況を注視するとともに、現行の国境管理や隔離措置等を引き続き行っていくとしています。

(3)在留邦人の皆様におかれては、引き続き新型コロナウイルスの感染防止に努めて下さい。

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

○厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

(厚労省のヘルプデスク連絡先)

・外国からかける場合: +81-3-3595-2176(日本語, 英語対応可)

・対応時間: 日本時間の9:00~21:00(土日含む)

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

【問い合わせ先】

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所: Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話: (国番号 670) 332-3131~2 緊急電話: 7723-1127

ホームページ: <http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール: ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp

(了)